

輸入車の環境負荷物質の対応状況について現在の適合状況

日本に輸入される欧州製造車、米国製造車及び韓国製造車は、現時点で EU ELV 指令の環境負荷物質要求*に適合していることを確認しております。

*：欧州議会ならびに理事会指令 2000/53/EC、EU 委員会決議による修正案 2008/689/EC に基づく

<参考> EU ELV 指令 環境負荷物質要求

「2003 年 7 月 1 日以降、市場に投入される車の材料・構成部品に鉛、六価クロム、水銀、カドミウムを含有させてはならない。ただし、下表の条件を除く。」

対象材料・構成部品	免除の範囲・期限	対象材料・構成部品	免除の範囲・期限
鉛	機械加工目的の鋼鉄 及び亜鉛めっきされた鋼鉄 最大 0.35w%	鉛	2010 年 12 月 31 日 までに型式認可され た車両及びその交換 部品
	機械加工目的のアルミ 最大 2.0w%		2010 年 12 月 31 日 までに型式認可され た車両及びその交換 部品
	鉛を含有するアルミ 最大 1.5%		2003 年 7 月 1 日まで に開発されたエンジ ン型式の交換部品
	鉛を含有するアルミ 最大 0.4 w%		(期限未設定) エンジン圧電素子以外の 部品で、車両平均使用量 60g を超える場合は取り 外し義務あり
	銅合金 最大 4w%		2006 年 7 月 1 日以前 に型式認可された車 両及びその交換部品
	ベアリングシェル ブッシュ		2007 年 7 月 1 日まで に市場投入された車 両の交換部品
	エンジン、トランスミッション、エ アコンプレッサーのベアリング シェル及びブッシュ		2008 年 7 月 1 日まで に市場投入された車 両の交換部品
	バッテリー		(期限未設定)
	振動ダンパー		(期限未設定)
	ブレーキホース、燃料ホース、 エアベンチレーションホースの エラストマーの加硫剤及び安定剤、 シャシー装備のエラストマー/金属 パーツ、エンジンマウント部品		2012 年 7 月 1 日まで に型式認可された車 両及びその交換部品
6 価 ク ロ ム	ブレーキホース、燃料ホース、 エアベンチレーションホースの エラストマーの加硫剤及び安定剤、 シャシー装備のエラストマー/金属 パーツ、エンジンマウント部品 最大 0.5w%		2006 年 7 月 1 日まで に市場投入された車 両の交換部品
	パワートレイン装備での エラストマーの接着剤 最大 0.5w%		2009 年 7 月 1 日まで
水 銀			
カ ド ミ ウ ム			

